資料１

令和７年度　第２回　静岡市健康福祉審議会

日　時　令和８年２月６日（金）
午後７時 15 分～午後８時 30 分（予定）
会　場　静岡市役所静岡庁舎　本館３階　第一委員会室

次第

１　開会
２　議事
（１）報告事項（専門分科会における調査審議について）　P. 5
ア　高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会（高齢者福祉課、介護保険課）　P. 6～7
イ　地域福祉専門分科会（福祉総務課）　P. 8
ウ　健康づくり専門分科会（健康づくり推進課）　P. 9
エ　児童福祉専門分科会（こども未来課）　P. 10～11
オ　児童福祉専門分科会児童処遇審査部会（児童相談所）　P. 12～13
カ　民生委員審査専門分科会（福祉総務課）　P. 14
キ　身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会（地域リハビリテーション推進センター）　P. 15
（２）周知事項
ア　令和８年度主要事業等について　P. 16
イ　令和７年度 第３回 健康福祉審議会の書面開催について　P. 17
３　保健福祉長寿局長挨拶
４　閉会

【資料概要】

資料１

P. 1	次第
P. 2	席次表
P. 3	令和７年度　静岡市健康福祉審議会　全体会　委員名簿
P. 4	関係局部課長等一覧
P. 5～15	専門分科会等における調査審議について
P. 16	令和８年度主要事業等について
P. 17	令和７年度 第３回 静岡市健康福祉審議会の書面開催について

資料２　静岡市第４次総合計画の見直しに関する資料等

資料３　関係条例等

席次表

静岡県立大学 東　野　定　律

市民委員 天　野　育　子
静岡県社会福祉士会 安　藤　千　晶
静岡市校長会 石　岡　久美子
静岡県立大学短期大学部 江　原　勝　幸
市民委員 梶　山　香緒利
市民委員 狩　野　直　子
静岡市民生委員児童委員協議会 清　野　文　雄
市民委員 久　保　田　明
静岡市静岡手をつなぐ育成会 佐々木　隆　志
静岡市静岡医師会 鈴　木　研一郎
静岡市老人クラブ連合会 鈴　木　　榮
静岡大学 田　宮　　縁
静岡県立大学 冨　安　眞　理

静岡市自治会連合会 中　村　　満
常葉大学短期大学部 西　田　泰　子
市議会 畑　田　　響
静岡市身体障害者団体連合会 服　部　邦　子
市民委員 松　浦　まり子
静岡市社会福祉協議会 三重野　隆　志
城西クリニック 溝　口　功　一
静岡市私立幼稚園連合会 宮　下　友美惠
静岡市清水歯科医師会 望　月　　亮
静岡市私立保育園長会 森　下　健　二
市民委員 八　木　志保美
清水地域精神保健福祉心明会 山　本　勝　利
清水薬剤師会 吉　永　陽　子

保健福祉 長寿局次長	保健衛生医療 統括監
健康福祉部参与 兼健康づくり 推進課長	保健福祉長寿局 理事兼地域支え 合い推進部長
福祉総務課 地域福祉係長	参与兼 福祉総務課長
安心感がある温 かい社会推進 課長	障害福祉企画 課長
参与兼 介護保険課長	高齢者福祉課長
出　席　者	
出　席　者	
傍　聴　者	

保健福祉 長寿局長	こども未来局長
保健衛生医療 部長	葵 福祉事務所長
参与兼保健衛生 医療課長	参与兼 こども未来課長
参与兼地域包括 ケア推進課長	参与兼保健所 総務課長
参与兼障害者 支援推進課長	精神保健 福祉課長
地域リハ推進 センター所長	参与兼感染症 対策課長
出　席　者	
出　席　者	
傍　聴　者	

こども未来 局次長	子育て教育 政策監
駿河 福祉事務所長	清水 福祉事務所長
こども若者応援 課長	こども若者相談 担当課長
幼児教育・ 保育支援課長	こども園運営 課長
こども家庭福祉 課長	児童相談所長
出　席　者	
出　席　者	
傍　聴　者	

令和７年度　静岡市健康福祉審議会　全体会　委員名簿

No.	区　　分	氏　　名	所　　属	職　　名
1	委員 (社福審兼務)	青木（あおき）　皓平（こうへい）	静岡県弁護士会	―
2	委員	天野（あまの）　育子（いくこ）	市民委員	―
3	委員 (社福審兼務)	安藤（あんどう）　千晶（ちあき）	静岡県社会福祉士会	日本社会福祉士会副会長
4	委員 (社福審兼務)	石岡（いしおか）　久美子（くみこ）	静岡市校長会	―
5	委員 (社福審兼務)	江原（えばら）　勝幸（かつゆき）	静岡県立大学短期大学部	准教授
6	委員	梶山（かじやま）　香緒利（かおり）	市民委員	―
7	委員	狩野（かのう）　直子（なおこ）	市民委員	―
8	委員 (社福審兼務)	清野（きよの）　文雄（ふみお）	静岡市民生委員児童委員協議会	会長
9	委員	久保田（くぼた）　明（あきら）	市民委員	―
10	委員 (社福審兼務)	佐々木（ささき）　隆志（たかし）	静岡市静岡手をつなぐ育成会	副会長
11	委員 (社福審兼務)	鈴木（すずき）　研一郎（けんいちろう）	静岡市静岡医師会	会長
12	委員 (社福審兼務)	鈴木（すずき）　榮（さかえ）	静岡市老人クラブ連合会	会長
13	委員 (社福審兼務)	田宮（たみや）　縁（ゆかり）	静岡大学	教授
14	委員 (社福審兼務)	冨安（とみやす）　眞理（まり）	静岡県立大学	教授
15	委員 (社福審兼務)	中村（なかむら）　満（みつる）	静岡市自治会連合会	副会長
16	委員 (社福審兼務)	西田（にしだ）　泰子（やすこ）	常葉大学短期大学部	非常勤講師
17	委員 (社福審兼務)	畑田（はただ）　響（ひびき）	市議会	副議長
18	委員 (社福審兼務)	服部（はっとり）　邦子（いくこ）	静岡市身体障害者団体連合会	副理事長
19	委員 (社福審兼務)	東野（ひがしの）　定律（さだのり）	静岡県立大学	教授
20	委員	松浦（まつうら）　まり子（こ）	市民委員	―
21	委員 (社福審兼務)	三重野（みえの）　隆志（たかし）	静岡市社会福祉協議会	会長
22	委員 (社福審兼務)	溝口（みぞぐち）　功一（こういち）	城西クリニック	副院長
23	委員 (社福審兼務)	宮下（みやした）　友美恵（ゆみえ）	静岡市私立幼稚園連合会	会長
24	委員	望月（もちづき）　亮（まこと）	静岡市清水歯科医師会	副会長
25	委員 (社福審兼務)	森下（もりした）　健二（けんじ）	静岡市私立保育園長会	会長
26	委員 (社福審兼務)	森本（もりもと）　達也（たつや）	静岡県立大学	教授
27	委員	八木（やぎ）　志保美（しほみ）	市民委員	―
28	委員 (社福審兼務)	山本（やまもと）　勝利（かつとし）	清水地域精神保健福祉心明会	理事長
29	委員	吉永（よしなが）　陽子（ようこ）	清水薬剤師会	副会長

関係局部課長等一覧

職名	氏名	所管分科会　所管計画
保健福祉長寿局長	山本　哲生	
保健衛生医療統括監	千須和　健一	
保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長	松下　龍一	
健康福祉部参与兼健康づくり推進課長	長田　敬子	健康づくり専門分科会 健康爛漫計画
参与兼福祉総務課長	近江　一禎	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会 地域福祉基本計画、成年後見制度利用促進計画
障害福祉企画課長	寺田　和弘	
参与兼障害者支援推進課長	清水　一弘	
高齢者福祉課長	杉田　文昭	高齢者保健福祉専門分科会 健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、高齢者保健福祉計画
参与兼介護保険課長	平林　則彦	介護保険専門分科会 健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、介護保険事業計画
参与兼保険年金管理課長	望月　秀人	
地域リハビリテーション推進センター所長	岡本　恵	障害程度審査部会
局理事兼地域支え合い推進部長	内舘　友理	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画
参与兼地域包括ケア推進課長	酒井　真	
安心感がある温かい社会推進課長	田中　寛規	
保健衛生医療部長	杉山　智彦	
参与兼保健衛生医療課長	降矢　雄貴	
参与兼保健所総務課長	原田　康弘	
参与兼感染症対策課長	海野　将利	
精神保健福祉課長	吉引　裕	
こども未来局長	萩原　祥古	児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て・若者プラン
こども未来局次長	岡本　裕治	
子育て教育政策監	萩原　智美	
参与兼こども未来課長	浅沼　都	
こども若者応援課長	飯田　浩史	
こども若者応援課こども若者相談担当課長兼こども若者相談センター所長	宮部　寛子	
幼児教育・保育支援課長	松世　昌紀	
こども園運営課長	宇佐美　哲也	
こども家庭福祉課長	久保田　哲史	
児童相談所長	安井　悟一	児童処遇審査部会
葵区副区長兼葵福祉事務所長	本野　雄一郎	
駿河区副区長兼駿河福祉事務所長	片井　真則	
清水区副区長兼清水福祉事務所長	藤原　融作	

【報告事項】

専門分科会等における調査審議について

組織名称	開催日程	令和７年度の主な取組
健康福祉審議会 （全体会）	R7 実績　5/22、2/6 （R8 予定　R8.10、R9.3）	健康福祉に係る計画の総括的審議及び重要施策の検討等 ・専門分科会からの報告等 ・各計画の策定や進捗管理に係る報告
高齢者保健福祉専門分科会	R7 実績　10/23 （R8 予定　R8.5、7、10、R9.2）	・第 11 期高齢者保健福祉計画策定に向けた実態調査の実施について ・静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画（うち高齢者保健福祉計画）の成果指標について
介護保険専門分科会	R7 実績　10/16 （R8 予定　R8.5、7、10、R9.2）	・第 10 期介護保険事業計画策定に向けた実態調査の実施について ・第９期介護保険事業計画の進捗状況報告について
地域福祉専門分科会	R7 実績　6/5、1/29 （R8 予定　R8.7、10、R9.1、3）	・第４次静岡市地域福祉計画（令和５年度～12 年度）について ・静岡市重層的支援体制整備事業について
健康づくり専門分科会	R7 実績　8/7、2/5 （R8 予定　R8.8、R9.2）	・健康爛漫計画（第３次：令和６年度～17 年度）登載事業の進捗管理について ・地域・職域連携の推進について
社会福祉審議会	通常は健康福祉審議会全体会として合同開催します	社会福祉法に基づく法定事項の審議
児童福祉専門分科会	R7 実績　7/18～7/28、8/27、3/4（予定） （R8 予定　R8.6、7、8、9、R9.2、3）	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設置認可等に係る意見聴取について（書面開催） ・保育所等の設置認可等に係る意見聴取について ・「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理 ・こどもの生活実態調査に係る意見聴取について ・こども若者実態調査に係る意見聴取について ・静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査の実施について
児童処遇審査部会	R7 実績　7/17、9/18、3/5（予定） （R8 予定　R8.7、9、12、R9.2）	児童福祉法に基づく法定事項の審議 ・児童相談所の処遇方針と児童・親権者の意見が相違し、処遇が困難な事案 ・措置又は措置解除後の対応について、法律や医療等の専門的意見を必要とする事案 ・里親の認定
民生委員審査専門分科会	R7 実績　9/11 （R8 予定　未定）	民生委員法に基づく法定事項の審議 ・民生委員・児童委員候補者推薦に係る審査
身体障害者福祉専門分科会	R7 実績　開催なし （R8 予定　未定）	身体障害者福祉法に基づく法定事項の審議
障害程度審査部会	審査（諮問）　随時 会議　年２回 R7 実績　6/9、12/15 （R8 予定　R8.6、12）	身体障害者の障害程度に関する審議等 ・身体障害者の障害程度に関すること ・身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関すること ・自立支援医療を担当する医療機関の指定に関すること

【報告事項】

高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会について（高齢者福祉課、介護保険課）

1　令和７年度高齢者保健福祉専門分科会及び介護保険専門分科会について

（１）第 11 期高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定に向けた実態調査の実施について（高齢者福祉課、介護保険課）

令和８年度に策定する第 11 期高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（計画期間：令和９年度～11 年度）の基礎資料とするため、実態調査を実施した。実施にあたり、市民の実態を把握する効果的な調査となるよう、国、県の質問項目に市の独自項目を加えた質問項目の内容や回答の選択肢について協議を行った。

（協議内容抜粋）

・高齢者に寄り添った言い回しや言葉遣い、一目で見てわかりやすい用語表現にした方がよい。

・各設問の調査対象者の誤認を防ぐため、設問ごと主語を明確化させた方がよい。

（２）静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画（うち高齢者保健福祉計画）の成果指標について（高齢者福祉課）

静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画のうち、高齢者保健福祉計画に位置付けられる事業について、成果（アウトカム）を適切に把握できる指標となるよう、指標内容について協議を行った。

（協議内容抜粋）

・事業を「実施したか否か」だけでは内容の評価が難しい。

・事業の課題（例：男性参加率）を指標に設定するのはどうか。

（３）第９期介護保険事業計画の進捗状況報告について（介護保険課）

介護保険事業計画は、毎年進捗状況を管理し、外部の関係者と共有を行うことが求められている。第９期介護保険事業計画について、「要介護（要支援）認定者数、介護サービス種類別の給付実績等の進捗は概ね計画どおりである」と報告を受けた。

２　令和８年度の取組について

（１）第 11 期高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定に向けた実態調査の結果報告（高齢者福祉課・介護保険課）

令和７年度に実施した第 11 期高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定に向けた実態調査について、保健福祉及び介護保険に係る市民の状況や意向を把握するため、その集計結果の報告を受ける。

（２）「第 11 期高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画」（令和９年度～11 年度）の策定（高齢者福祉課・介護保険課）

第 11 期高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（令和９年度～11 年度）について、令和７年度に実施した実態調査や直近の介護サービスの給付実績等を鑑みて、市民のニーズが反映された計画が策定されるよう協議を行う。

（３）「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」（令和５年度～12 年度）の見直し（高齢者福祉課・介護保険課）

静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画（令和５年度～12 年度）について、進捗状況を中間評価するとともに、第４次静岡市総合計画並びに高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定を踏まえ、計画内容の見直しに向けた協議を行う。

（４）第９期介護保険事業計画の進捗管理（介護保険課）

第９期介護保険事業計画に関して、要介護（要支援）認定者数、介護サービス種類別の給付実績や分析結果等、進捗状況の報告を受ける。

【報告事項】

地域福祉専門分科会について（福祉総務課）

１　令和７年度地域福祉専門分科会について

（１） 第４次静岡市地域福祉計画（令和５年度～12 年度）について

第１回専門分科会にて、前期実施計画に掲載されている事業の進捗管理を行うため、令和６年度の各基本目標の達成状況の確認及び具体的事業（187 事業）の評価を実施した。また、計画の基本目標ごとに総合評価シートを作成し、結果について審議した。委員からは「事業の実施状況だけでなく、その効果についても記載すべきではないか。」といった意見が挙げられたことを受け、令和８年度の目標設定からアウトカム指標を追加するため、現在各事業の所管課に調査を行っているところである。

第２回専門分科会においては、令和８年度末をもって前期実施計画の期間が終了することから、令和９年度からの後期実施計画の策定方針やスケジュール等について説明した。委員からは「アウトカム指標の設定にあたり、各事業単体ではなく、基本目標の達成につながる成果指標が必要ではないか。」などの意見が挙げられたため、今後、意見を踏まえて実施計画を改正予定である。

（２）静岡市重層的支援体制整備事業について

第１回専門分科会にて、重層的支援体制整備事業の実施状況や重層的支援会議・支援会議の実績を報告した。また、令和６年度の専門分科会でアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を柔軟に活用するよう意見が挙げられたことを受け、重層的支援会議の開催事例以外にもアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、地域における困難事例の把握を行うよう変更した等、令和７年度からの変更点を説明した。

第２回専門分科会では、重層的支援体制整備事業実施計画の改正に関する審議を実施した。本市では、重層的支援体制整備事業実施計画を策定しているが、これまでの計画では事業の評価・検証を行うための指標が盛り込まれていなかったため、実施計画の改正案を示し、評価指標や評価時期を説明した。委員からは、「支援の出口（参加の場やサービスなど）が創出できるような指標が必要ではないか。」などの意見が挙げられたため、今後、意見を踏まえて実施計画を改正予定である。

２　令和８年度の取組について

（１）第４次静岡市地域福祉計画について

第４次静岡市地域福祉計画前期実施計画（令和５年度～８年度）の令和７年度の総合評価及び掲載事業の評価を実施。また、後期実施計画策定に向け、計画の見直しの審議を実施する。

（２）静岡市重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業実施計画について、改正後の実施計画及び重層的支援会議の実施状況に関する報告を行う。

【報告事項】

健康づくり専門分科会について（健康づくり推進課）

１　令和７年度健康づくり専門分科会について

（１）健康爛漫計画（第３次：令和６年度～17 年度）登載事業の進捗管理について

○審議概要：第３次計画登載事業の令和６年度の事業評価と令和７年度実施計画について審議した。

○目的：計画登載事業の進捗を客観的に評価することで、計画をさらに効果的に推進するため。

○具体的審議内容：

＜第１回＞

計画登載事業の評価結果について、特に S 評価（目標値の 105%以上達成）という高評価であった事業（全 225 事業中 24 事業、10.7%）について、他の登載事業の推進や今後の取組の充実につなげるために、取組内容や背景、評価の視点などを整理・審議した。また、第３次計画から新たに追加された基本的な方向性の一つである「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」について、登載事業の中でも特に工夫された取組を整理した。具体的には、「大学・企業との協働」「注目を集める広報手法」「関係各課・機関との連携」の３つのカテゴリーに分類し、取組の特徴を共有するとともに、今後さらに取組を推進していくための方策について協議を行った。

（委員意見）

・登載事業の評価について、実施回数やアクセス数のみでなく、事業対象者の満足度や理解度などを評価指標に入れて本質の事業評価をしていく事業を増やしたい
・若い世代の注目を集めるには SNS の活用による周知啓発が効果的だが、対象に合わせた工夫が必要である
・市内のホームタウンチームとの協働は市民の目を引きやすく、今後さらに活用すべき手法である
・企業とタッグを組んで、社員向けに健康づくりを推進する方法を模索していけるとよい

＜第２回＞

登載事業の取組において「評価と改善」を意識した好事例を作業部会で共有した内容について報告した。併せて、市民の健康状態に関するデータ分析結果を活用し、静岡市民の健康課題を関係機関・関係課と検討・共有した結果、今後の具体的な取組を整理し、報告した。

（２）地域・職域連携の推進について

○審議概要：働き盛り世代への取組をさらに進めるため、地域・職域との連携方法について審議した。

○目的：健康データをもとに課題と取組を整理・共有し、働き盛り世代への健康づくりを進めるため

○具体的審議内容：静岡市民の健康状態に関するデータを報告するとともに、当該データを分析・活用して抽出した静岡市の健康課題について、関係機関・関係課と共有した結果として検討が進められている具体的な取組を整理し、報告した。また、「働き盛り世代への健康づくりの取組」を一層推進するため、地域と職域との連携方法について協議した。

２　令和８年度の取組について

（１）健康爛漫計画（第３次）登載事業の評価

計画登載事業の令和７年度の事業評価および令和８年度事業計画について審議する。

（２）地域・職域連携の推進

市民の自主的な健康づくりの促進や働き盛り世代への取組をさらに進めるための連携方法について協議する。

【報告事項】

児童福祉専門分科会について（こども未来課）

1　令和７年度児童福祉専門分科会について

（1） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設置認可等に係る意見聴取について（書面開催）

令和７年度における乳児等通園支援事業の概要について説明を行ったうえで、同年度実施施設である私立こども園等５施設（公募による）の認可について、意見聴取を行った。

【主な意見】

・一部施設での実施を踏まえた問題点等の精査や修正反映等を踏まえた、国全体におけるスケジュールがどのようになっているのか。他自治体との連携や法整備について問題なく実施できるか。

・施設側の負担や意見はどのようなものであるのか。事業の実施により十分なインセンティブが受けられるか。

（2）保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業における、定員の設定及び変更について、「静岡市子ども・子育て支援事業計画」との整合性の審議を行った。審議した 29 件は、すべて承認された。

特定教育・保育施設　29 件

【調整内容】定員増：３件　定員減：20 件　定員内訳変更：２件
認定こども園へ移行：３件　廃止１件（※認定こども園移行に伴う統合）

（3）「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」に搭載されている 392 事業について、計画終期となる令和８年度末の目標に対する令和６年度末の達成状況の点検・評価を行った。

【評価状況】

A評価（目標の８割以上達成）	299 事業
B評価（目標の５割以上８割未満達成）	25 事業
C評価（目標の２割以上５割未満達成）	6 事業
D評価（目標の２割未満達成）	5 事業
終了した事業等	57 事業

（4）こどもの生活実態調査に係る意見聴取について

子どもの貧困対策推進計画の策定にあたり、子どもの貧困対策に関する取組等を検討するうえでの基礎資料を作成するため、世帯の収入状況や子どもの生活実態に関する調査概要、質問内容について、意見聴取を行った。

（5）こども若者実態調査に係る意見聴取について

静岡市子ども・子育て・若者プランの評価と、令和９年度に策定を予定している次期プランに向けた分析・検証を行うため、市内の子ども・若者等を対象に実施する「こども若者実態調査」の調査概要、実施方法、質問内容等について意見聴取を行った。

（6）静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査の実施について

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態やサービスニーズを把握し、次期計画策定の基礎資料を作成するため、家族、住まい、仕事、制度の認知度・利用意向等の質問事項等について意見聴取を行った。

２　令和８年度の取組について

（1）保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における、定員の設定及び変更について、「静岡市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を審議する。

（2）「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の令和７年度の事業実績を踏まえた点検・評価を行い、同プランに基づく事業の実施について審議する。

（3）静岡市子ども・子育て・若者プランの改定に係る意見聴取について

令和８年度をもって計画期間が満了する「静岡市子ども・子育て・若者プラン」について、令和９年度を始期とする次期計画を策定するため、計画内容等の意見聴取を行う。

【報告事項】

児童福祉専門分科会児童処遇審査部会について（児童相談所）

1　令和７年度児童処遇審査部会について

（1）審議事項（児童処遇審査部会事務処理要領より）

（ア）児童相談所の処遇方針と児童・親権者の意見が相違し、処遇が困難な事案
（イ）措置又は措置解除後の対応について、法律や医療等の専門的意見を必要とする事案
（ウ）里親の認定

（2）審議結果

令和７年度

	付議事項	報告事項
第１回 R7.7.17	①里親の認定 養育・養子縁組里親　　３件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置(法 28 条)　２件 ②児童虐待重大事案の発生について　　１件 児童（当時１歳）が母の知人から暴行を受け、全治２か月の重傷を負った件
第２回 R7.9.18	①被措置児童等虐待事例 ・里親家庭　　１件 児童（当時 10 歳）の生活態度に対し里親から暴力を伴う叱責があった件について報告するとともに、児童の措置変更の要否について諮問した。 （委員意見要旨） 里親の暴力は容認できないが、ただちに児童の措置先を変更すべきかについては、里親への指導結果や児童の特性を踏まえて総合的に判断すべき。	①裁判事例（国賠訴訟）　　１件 児童（当時 10 歳）への心理的虐待事案を契機に継続指導をしていた家庭から提起された複数の損害賠償事件に関する件 ②被措置児童等虐待事例（口頭報告） ・児童自立支援施設　　１件 児童（当時 14 歳）の生活態度に対し、施設職員から暴力を伴う叱責があった件。
第３回 R8.3.5 （予定）	①里親の認定 養育里親　　１件 養子縁組里親　　１件 養育・養子縁組里親　　１件 親族里親　　１件	
計	①里親の認定 養育里親　　１件 養子縁組里親　　１件 養育・養子縁組里親　　４件 親族里親　　１件 ②被措置児童等虐待事例　１件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置(法 28 条)　２件 ②児童虐待重大事案の発生について　　１件 ③裁判事例（国賠訴訟）　　１件 ④被措置児童等虐待事例　　１件

今年度の児童処遇審査部会は４回開催する予定であったが、例年 11 月頃に実施している第３回の部会については審議事項がないことから延期し、３月に実施することしたため、今年度の部会開催回数は３回となる見込み。

２　令和８年度の取組について

児童処遇審査部会を年４回開催予定

【報告事項】

民生委員審査専門分科会について（福祉総務課）

１　令和７年度民生委員審査専門分科会について

（１）民生委員・児童委員候補者の推薦に係る審査（民生委員法第５条第２項）

令和７年度は、12 月に民生委員・児童委員の一斉改選が実施されたことに伴い、８月および 11 月に民生委員・児童委員候補者の審査を実施した。

【審査内訳】

令和７年８月	地区担当委員 977 名、主任児童委員 107 名、計 1,084 名
令和７年 11 月	地区担当委員 26 名、主任児童委員８名、計 34 名
推薦後辞退	地区担当委員７名、主任児童委員１名、計８名

【最終候補者数】

地区担当委員	996 名
主任児童委員	114 名
計	1,110 名

（２）民生委員・児童委員の解嘱に係る審査（民生委員法第 11 条第２項）

民生委員・児童委員からの辞職の願い出以外による事由に基づく解嘱がなかったため、本分科会は開催しなかった 。

２　令和８年度の取組について

（１）民生委員・児童委員候補者の推薦に係る審査（民生委員法第５条第２項）

委員交代や欠員地区に係る候補者について、静岡市民生委員推薦会から全会一致で適任と認められない場合に限り、本分科会による審査を実施予定。

（２）民生委員・児童委員の解嘱に係る審査（民生委員法第 11 条第２項）

民生委員・児童委員からの辞職の願い出以外による事由に基づく解嘱が必要な場合に開催する 。

本市では、一斉改選時以外における民生委員・児童委員候補者の審査において、静岡市民生委員推薦会から全会一致で適任と認められて推薦を受けた候補者については、静岡市健康福祉審議会（社会福祉審議会）民生委員審査専門分科会への審議を省略することとしている。

（民生委員法抜粋）

第五条　民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

２　都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴くよう努めるものとする。

第十一条　民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一～三　（省略）

２　都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

【報告事項】

身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について（地域リハビリテーション推進センター）

1　令和７年度身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について

【運営内容】

・身体障害者の障害程度に関すること。

・身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関すること。

・自立支援医療を担当する医療機関の指定に関すること。

その他、運営に関し必要な事項

（1）審査（令和７年 12 月末時点）

審査の種類	件数
身体障害者手帳の障害程度 （1　視覚障害、2　聴覚又は平衡機能障害、3　音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、4　肢体不自由、5　心臓機能障害、6　じん臓機能障害、7　呼吸器機能障害、8　ぼうこう又は直腸機能障害、9　小腸機能障害、10　免疫機能障害、11　肝臓機能障害の等級１～７級について）	1,917 件
身体障害者福祉法第 15 条第１項に規定する医師の指定 （身体障害者手帳の交付申請時に添える診断書・意見書を作成する医師）	13 件
自立支援医療機関（精神通院医療を除く更生医療・育成医療）の指定 （医療機関、薬局、訪問看護ステーション）	41 件

（2）障害程度審査部会会議

	開催日	審議内容等
第１回	令和７年６月９日（月）	● 身体障害者手帳審査・交付・却下の状況 ● 医師の指定・辞退の状況 ● 自立支援医療機関の指定・更新・辞退の状況 ● 市ホームページに身体障害者手帳交付申請に係る資料の掲載について（報告） （掲載資料：交付申請時に添える診断書・意見書の様式、指定医師の手引き及び第 15 条指定医師在籍医療機関リスト）
第２回	令和７年 12 月 15 日（月）	● 身体障害者手帳審査・交付・却下の状況 ● 第 15 条第 1 項に規定する医師の指定・辞退の状況 ● 自立支援医療機関の指定・更新・辞退の状況 ● 第 15 条指定医師の指定及び自立支援医療機関の指定等における事務手続きのオンライン化についての意見聴取

2　令和８年度の取組について

（1）各審査の諮問を毎週実施

（2）障害程度審査部会会議を年２回（６月、12 月頃）開催予定

【周知事項】

令和８年度主要事業等について（こども未来局、保健福祉長寿局）

１　こども未来局

NO	事業名
1	子どもの医療費の助成
2	こどもの遊び場整備
3	小児科・産婦人科オンライン相談
4	急病時あんしん預かり保育
5	給食費の負担軽減（小中学校・こども園・保育所等）
6	5歳児健康診査事業

２　保健福祉長寿局

NO	事業名
1	障がい者相談支援窓口の一元化
2	生きづらさを抱える方のための居場所の整備
3	高齢者向けデジタルポイントの推進
4	がん検診に係る分析・検証
5	認知症の早期発見・予防促進
6	日常生活における交通確保及び利便性の向上（共助による日常生活交通確保事業、郊外・山間部における交通サービス支援事業、都市部における交通利便性向上事業（新たな交通システム導入検討事業））

３　その他

令和８年度主要事業及び組織機構改正については、令和８年２月 17 日（火）に報道発表予定です。

【周知事項】

令和７年度第３回健康福祉審議会の書面開催について

１　審議内容

静岡市健康福祉基本条例第８条に基づいて策定している「静岡市健康福祉計画」について見直しを行うにあたり、健康福祉審議会委員の意見を聴取するもの

【静岡市健康福祉基本条例】

（基本計画の策定等）

第８条　市は、この条例の目的を実現し、健康福祉施策を総合的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら、健康福祉に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

４　市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第 16 条に規定する静岡市健康福祉審議会の意見を聴かなければならない。

静岡市では第４次総合計画の中の「健康福祉に関する分野別計画」を基本計画として位置付けている。

現在、市全体では、第４次総合計画の分野別計画の政策内容を中心に見直しを行っていることから、健康福祉基本計画も併せて見直しを行う。

２　開催方法等

日程：令和８年３月中旬

形式：書面

資料２

第４次静岡市総合計画の見直しについてご意見を募集します

パブリックコメント実施中！

募集期間 2025年 **7月22日（火）▶ 8月21日（木）**

＊広報紙には8月14日（木）までの募集と掲載していましたが、募集期間が変更になりました

1　総合計画についての基本認識

総合計画とは、総合的かつ計画的に市政を運営するための、地方自治体にとって最上位の計画であり、自治体が地域の未来像を描き、その実現に向けて策定するものです。

総合計画は、「政策集型」と「成果志向型」の2つのタイプに分けることができます。

「政策集型」は、行政が行う様々な取組を政策や施策に体系化して整理し、アウトプット（何をするか）を中心にまとめたものです。例えば、「道路を整備する」「施設を建設する」といった、具体的な取組の内容を列挙する形式の計画です。

こうした計画では、行政目線で、行政が何をするかに重点が置かれており、それにより市民の皆さんの生活がどのように良くなるかといったことは明示されていません。

現在の静岡市の総合計画は、どちらかといえば政策集型の計画といえます。

一方、「成果志向型」は、まず市民にとってどういう社会の姿が望ましいか（目指す社会）を描き、その実現に向けた政策の実行により、市民にどのような幸せや豊かさがもたらされるかといったこと（アウトカム）を示すものです。例えば、「道路の整備により、渋滞が緩和される、移動時間が短縮される」というような、市民の皆さん一人ひとりの生活にどのような利益や利便（成果）があるのかを強く意識した計画といえます。

私たちを取り巻く社会課題は、人口減少や少子高齢化、気候変動、地域経済の先行き不安など、ますます複雑化していくことが予想されます。このような社会問題の解決は、「成果志向型」の総合計画にすることで、市民や企業、大学、地域団体など多様な主体との「共創」により、社会課題を解決する必要があります。

共創によるまちづくりの主役は、行政だけではなく、市民・地域社会・民間企業など、社会全体の力です。これらの多様な主体の地域を良くしたいという思いと行動ががうまく働くよう、行政がしっかりとした仕組みや土台を構築し、結果が出るまで伴走をしていくことで、持続可能で活力ある地域社会の実現につながります。

第4次静岡市総合計画の見直しを通じて、市民の皆さんとともに目指す社会の姿を描き、共感を得ながら、一歩ずつその実現に向けて歩みを進めていきたいと考えています。

お問い合わせ
静岡市役所 総合政策局 企画課 政策企画・総務係　054－221-1020

2　4次総見直しの必要性

静岡市では、2023年3月に策定した第4次静岡市総合計画（以下、「4次総」という。）に基づき、各分野における取組を進めてきました。しかし4次総は、「目指すまちの姿」として「賑わいが創出されるまち」を掲げるなど、市が何をするかという「政策集型」の総合計画となっており、市民にどのような幸せや豊かさがもたらされるのかということが明示されていません。

そこで、4次総を、市民にとってわかりやすい、市民にどのような幸せや豊かさがもたらされるかといったことを強く意識した「成果志向型」の総合計画として見直していきます。
さらに今回、静岡市の課題と4次総の見直しの方向性をまとめましたので、ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください。

3　静岡市の課題

静岡市の人口減少とその原因

静岡市は、他都市と比較しても人口減少が著しく、極めて深刻な状況に直面しています。2024年9月に公表した市独自の推計では、このまま有効な対策を取らなければ、2030年の人口は約63.5万人まで減少すると見込んでいます。

静岡市が深刻な人口減少を迎えている背景のひとつには、若者の市外流出があります。これは、企業用地の供給に行政が積極的に関与してこなかったことにより、企業用地やオフィスが不足し、産業の新陳代謝が進まなかった結果、新規雇用とりわけ若者に魅力のある仕事や雇用が生まれてこなかったことが要因と考えられます。

人口減少による影響

定住人口が減少し続けると、皆さんの暮らしに様々な影響が生じます。

例えば、地域の商店や飲食店の利用者の減少は、小売や飲食などといった生活関連サービスの縮小や撤退をもたらすとともに、これらの業種の雇用機会の減少や個人所得の停滞につながります。

また、市の歳入予算の規模は、定住人口にほぼ比例するため、定住人口が減少すれば、市の歳入も減少します。静岡市の公共施設は、現在の人口をもとに整備されていることから、歳入が減少する中で、これまでの蓄積した公共施設の維持が重荷になり、市民サービスの縮小につながりかねません。

課題解決に向けた政策の必要性

皆さんの暮らしへの影響を少しでも減らすためには、多くの人が住みたいと思えるまちとして生まれ変わる必要があります。そのためには、厳しい人口減少を少しでも緩和できるよう、どうすれば人々が幸せを感じ、住み続けたいと感じられるまちになるのかを真剣に考え、人口減少を緩やかにするための政策を形成し、行動に移していくことが必要です。

4　4次総見直しの方向性

静岡市は、温暖な気候、美しい自然、そして歴史や文化に恵まれた、暮らしやすく魅力的なまちです。さらに、新幹線、高速道路、港といった交通の便も良いことから、経済的に成長していく力を持っています。適切な取り組みを行えば、魅力のある仕事や企業を呼び込む環境が整い、産業の活性化や個人所得の増加が可能なまちです。

そして、静岡市が多くの人が住みたいと思えるまち、とりわけ若い世代の人がこのまちに残って暮らしたい、このまちに移住して暮らしたいと思えるまちに生まれ変わるためには、若者が魅力のある仕事に就き、将来に希望を持てることや、静岡市内で子どもを持ちたいと希望する人にはその希望が叶えられることなど、**誰もが幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち**を実現していくことが重要です。

このようなまちを実現し、**静岡市の明るい未来を切り拓いていきたい**と考えています。

第４次静岡市総合計画の見直しの内容について

みなさまのご意見を募集します

詳しくはこちら

募集期間 2025年 12月4日(木) ～ 2026年 1月5日(月)

令和７年７月に実施したパブリックコメントでは、第４次静岡市総合計画（以下「４次総」という。）の役割や静岡市の課題、見直しの必要性や方向性について、市民の皆さんからたくさんのご意見をいただきました。どのご意見からも、これからの静岡市の姿を真剣に考えてくださった気持ちが伝わってきました。

今回は、そうしたご意見を踏まえてまとめた４次総の見直し内容について、２回目のパブリックコメントを行います。総合計画を「政策集型」の計画から「成果志向型」に変え、市民の皆さんの暮らしにどのような安心や幸せがもたらされるかが分かりやすい計画に見直します。

見直し後の4次総が目指すまちと暮らしの姿は、
誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち です

地域の中で孤立せず見守られている

最適な医療・介護が受けられ、いつまでも元気に生活できる

地域の支えの中で、安心して子育てができる

多様な学びや国際教育が充実し、こどもの学びの選択肢が広がる

あらゆる世代がスポーツや文化芸術に親しむ機会が広がっている

緑あふれる空間の中で生活ができる

災害時に地域で助け合い、安全に避難できる

安心して暮らせる

幸せを実感できる

産学官連携やスタートアップとの協業により新たなビジネスが生まれる

スポーツによる感動体験が地域に新たな活力や産業を生み出している

こどもが地域に見守られ、健やかに成長できる

自家用車がなくても快適に移動できる

自分の希望に合った仕事に就き、いきいきと働き、所得が向上する

来訪者の消費活動や民間企業の投資によって、地域の魅力が高まり、地域経済が活性化している

食文化や豊かな自然環境の活用により、新たな価値が生まれ、来訪者が増加する

このような暮らしの姿の実現に向けて取り組むべきことを整理し資料にまとめましたので、ぜひ、皆さんの率直なご意見やアイデアをお寄せください。

問合せ 静岡市役所 総合政策局 企画課 政策企画・総務係 054－221-5038

見直し後の4次総

基本構想の概要

目指すまちと暮らしの姿として「**誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち**」を掲げます。人々が安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じる市政運営を行えば、人々はこのまちにとどまり、さらに集まってきます。その結果、人が輝き、まちが輝き、「**世界に輝く静岡の実現**」へとつながっていきます。

基本計画の概要

(1)役割

静岡市が直面している様々な課題を解決するためには、行政の力だけではなく、社会全体の力による「共働・共創」が不可欠という認識のもと、行政が、市民・地域社会・企業・大学などとともに、何をどのように実行していくべきかを示します。

(2)区域

対象とする区域は静岡市の行政区域。加えて、静岡県中部地域の中枢を担う政令指定都市として、中部地域全体への貢献も視野に入れています。

(3)期間

令和8年度(2026年度)から17年度(2035年度)までの10年間とします。

(4)構成

「静岡市の特徴と目指すまちと暮らしの姿」「時代認識と現実の直視」「課題解決の基本的な考え方」「分野別の政策」「静岡市の魅力を活かしたまちづくり」の各章により構成します。

実施計画の概要

第4次静岡市総合計画に示す「分野別の政策」に掲げる「目指すべき未来像」を実現するための具体的な取組を定める「実施計画」を策定します。

実施計画は社会経済状況の変化などを踏まえ、毎年度改定を行います。計画の期間は5年間とし、将来5年間に予定している取組を掲載します。

はじめに	・静岡市の現状とその背景 ・静岡市の人口減少の原因 ・誰もが幸せに暮らせるまちにするための方法 ・総合計画の見直しと策定の目的
序章	「基本計画」の役割、区域、期間、構成を示す。また、基本計画の「分野別の政策」に基づき策定する「実施計画」の位置づけを明確にします。 ◆基本計画:2026年～2035年の10年間　◆実施計画:将来5年間(毎年1年ずつ延伸)
第1章 静岡市の特徴と 目指すまちと暮らしの姿	**＜静岡市の特徴＞** 静岡市は多彩な魅力を有しています。これらの魅力を最大限活かすことで、市民一人ひとりが暮らしの豊かさと幸せを感じられるまちへと発展していくことができます。 1. 温暖な気候や豊かな自然環境と美しい風景　2. 人の心の温かさ 3. 交通の要衝と高次都市機能の集積　4. 歴史と文化に恵まれた中心市街地 5. 多様で深みのある産業力　6. 大学等の教育機関の充実 **＜目指すまちと暮らしの姿＞** 「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」 **●目指すまちと暮らしの姿の実現に向けた2つの要素** 「安心な暮らし」「幸せの実感」 ⇒ **「世界に輝く静岡の実現」**につながっていきます。
第2章 時代認識と 現実の直視	**＜時代認識＞** 現在の静岡市は、魅力を十分に活かせず、様々な課題に直面しています。 1. 深刻な人口減少と暮らしへの影響　2.「心の豊かさ」の重視　3. 地域のつながりの希薄化 4. 地域の「稼ぐ力」の停滞　5. 知能革命の進展　6. 地球環境の危機 **＜静岡市の人口減少問題を直視する＞** ・深刻な人口減少の状況　・人口減少の原因　・人口目標の考え方　・人口減少対策について
第3章 課題解決の基本的な考え方 共働・共創のまちづくりによる安心と幸せが感じられる社会の実現	人口減少や気候変動、地域経済の停滞など、静岡市が抱える社会課題は複雑化・深刻化・多様化しています。さらに、広大な市域を有する静岡市は、地域ごとに暮らし方や生業があり、災害の形も様々で、地域が抱える課題も多様です。複雑化・深刻化・多様化した課題の解決は、行政だけの力では不可能であり、市民・地域社会・企業・大学などとの「共働・共創」が不可欠です。そのため、市は社会の力がうまく働く仕組みや土台を整え、解決への道筋を示し、共感を生み共働・共創の輪が拡がるようにすることが重要です。共働・共創により安心と幸せが感じられる社会の実現に向けた課題解決の基本的な考え方を次のとおり掲げます。 1　政策形成の方針　～これまでの延長にない政策形成～ (1)人口減少の緩和と適応　(2)まちづくりの転換　(3)心の豊かさの実現 (4)地域のつながりの強化　(5)地域経済の活性化　(6)DX・GXによる社会変革 2　政策執行の方針　～良い結果の出せる政策執行～ (1)根拠と共感に基づき共働・共創する市政　(2)社会共有資産の利活用 (3)効率的かつ効果的な行政経営
第4章 分野別の政策	1　共生・福祉・健康　2　防災・消防・防犯　3　こども・子育て 4　教育・人づくり　5　経済・産業　6　観光・スポーツ・文化 7　都市・社会基盤　8　環境・森林　9　行政経営
第5章 静岡市の魅力を活かしたまちづくり	(1)都市拠点(静岡都心、清水都心、東静岡・草薙地区) (2)産業・交流拠点(宮川・水上地区、貝島地区、庵原地区) (3)観光拠点(日本平・久能・三保・用宗、東海道宿場町など) (4)中山間地域(オクシズ)

第4章の詳細は、「分野別の政策編」に記載しています。

第4章 分野別の政策

バックキャスティング

次ページ以降に掲載している「分野別の政策」は、
まず『①目指すべき未来像』を描き、
その『②未来像を達成するための方針』を考え、
『③現状と課題』を明らかにし、『④解決策』として
何を行うかという、バックキャスティング型の考え方で
策定しています。

（記載例）

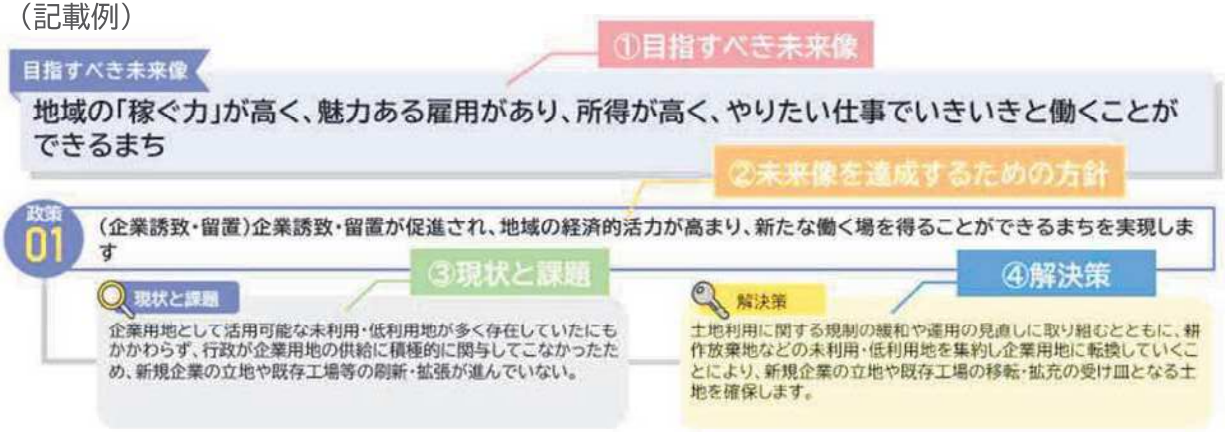

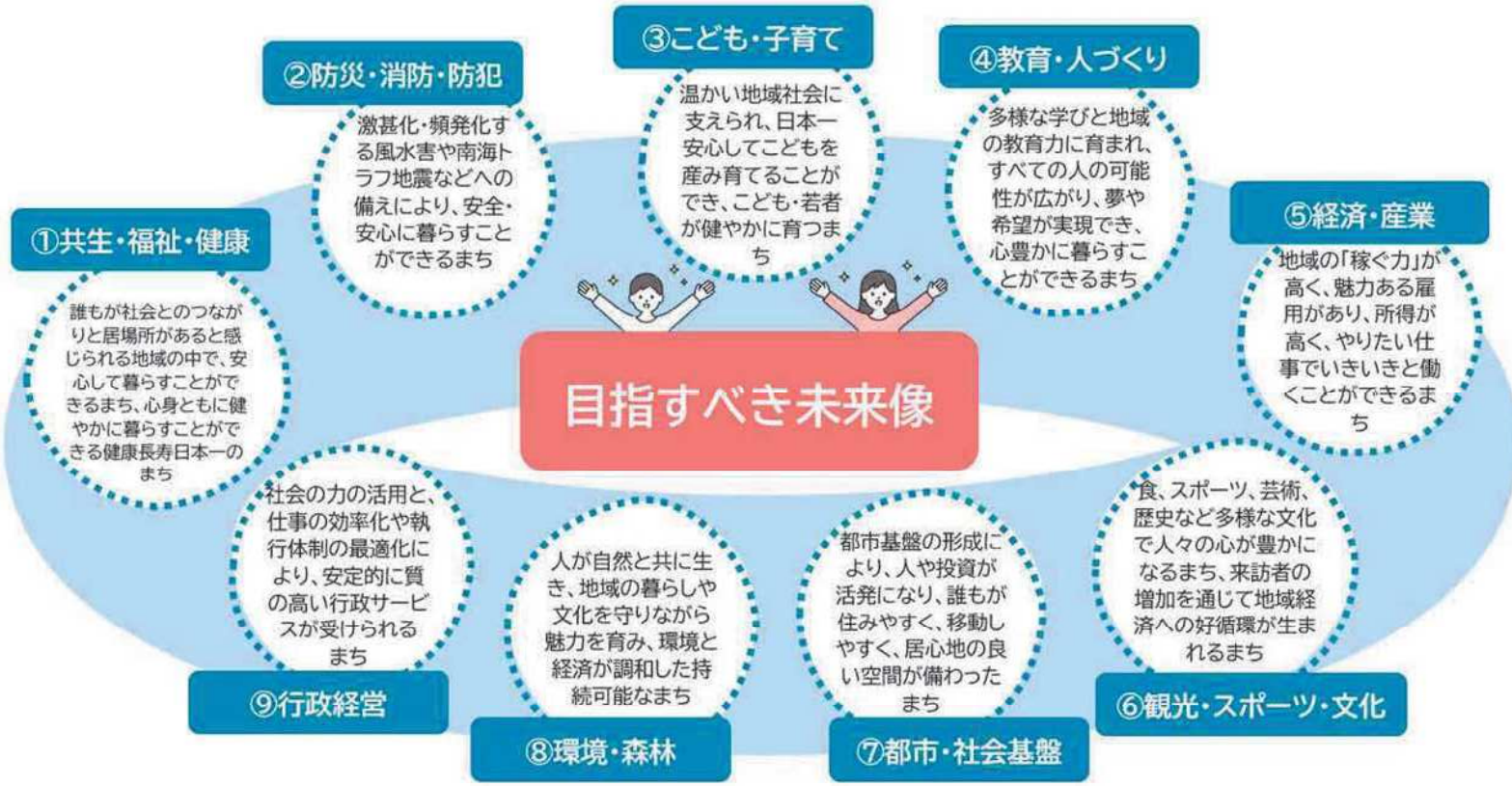

分野別の政策

①共生・福祉・健康

目指すべき未来像

誰もが社会とのつながりと居場所があると感じられる地域の中で、安心して暮らすことができるまち、心身ともに健やかに暮らすことができる健康長寿日本一のまち

政策01 （地域活動・市民活動）地域社会のつながりを通じて市民が相互に支え合うまちを実現します

現状と課題

自治会・町内会は、地域社会のつながりを支える中核である。その活動の負担の増大、役員の担い手不足、住民の参加の減少が大きな社会課題となっている。

複雑化・多様化する地域課題を解決するためには、市民活動団体と市民や企業、行政との連携が必要であるが、現状では十分でなく、地域課題の解決が効果的に進められていない。

地域を支える担い手である民生委員の負担が増大している。また、民生委員のなり手不足による欠員が生じており、民生委員の活動範囲が市域全域を網羅できていない。

解決策

活動のデジタル化や市からの依頼内容の見直しにより、自治会・町内会の負担を軽減します。さらに、住民参加の促進や加入率の向上に向けた取組を進め、誰もが参加しやすい自治会・町内会づくりを支援します。

市民活動団体と企業などが地域課題解決に向けて協働できるようコーディネートするとともに、市民が気軽に市民活動やボランティア体験に参加できる場を提供します。これにより、地域課題解決に取り組む市民活動の輪を広げ、地域の力で共に支え合う社会づくりを後押しします。

民生委員の活動内容や活動範囲を明確にし不要な業務や重複する業務を削減することで負担を軽減します。これにより、地域福祉を支える担い手の活動を下支えし、困りごとを抱える人々への支援体制を強化します。

政策02 （共生）性別や国籍、民族の違いや、障がいの有無などに関わらず、多様な価値観を受け入れ、お互いを尊重し合う共生のまちを実現します

現状と課題	解決策
固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどから、市民一人ひとりが希望する生き方を選べる環境が十分に整っていない。また、性差に関する偏見などジェンダーに基づく様々な困難への相談・支援体制も不十分である。	こどもから大人まで、各年代に応じて固定的な性別役割分担意識の解消を促す講座を開催します。また、ジェンダーに基づく様々な困難に対応するため、相談窓口の充実と関係機関との迅速な連携を進めます。これらの取り組みにより、市民一人ひとりが希望する生き方を選べる環境整備や社会づくりを進めます。
多文化共生が重要ではないと考える日本人住民がいる。 また、暮らしにくさや地域とのつながりの弱さを感じる留学生や外国人住民がいる。	留学生が小中高校の授業等で児童生徒とディスカッションをする機会の創出等により、日本人住民に多文化共生の重要性を理解してもらうとともに、外国人住民が地域社会とのつながりを持てるようにします。また、多文化共生総合相談センターに多言語相談に対応した相談員や通訳タブレット等の配備により、外国人住民が日本での生活のルールや困りごとについて相談できる環境を整えます。
障がいのある方とその家族の暮らし方や働き方が多様化しており、生活上の困りごとも複雑化している。また、生活を保障することに加え、充実感や生きがいを実感できるよう、一人ひとりの希望に合わせたきめ細やかな支援が求められている。	暮らし方や働き方の変化に対応した支援体制の整備や、社会参加しやすい環境づくりなどにより、生活上の困りごとに対する支援を行うことで、障がいのある方やその家族等が希望どおりの暮らしを送ることができるようにします。
犬猫を保護・飼養する設備や環境が十分に整っていない。また、動物愛護精神の普及が不足しており、不適切な動物の飼養等の問題が生じている。	動物愛護センターを再整備し、動物を適切に保護・飼養できる環境を整えるとともに、動物に関する理解の普及を行うことにより、人と動物が穏やかに共生できるようにします。

政策03 （地域福祉）福祉の支援を充実させ、困りごとを抱える人が安心して生活を送ることができるまちを実現します

現状と課題

高齢・障がいなど福祉の各分野で支援を進めてきたが、分野を横断する支援体制を整備し、複雑化・複合化した困りごとを抱える人への支援を強化する必要がある。

人口減少と高齢化が進む中、従来の高齢者福祉サービスや施設運営では、多様化するニーズに十分対応できていない。さらに、人生の最終段階に備える「もしも」のときに関する疑問や不安に寄り添う仕組みも不十分。

障がいのある方とその家族の暮らし方や働き方が多様化しており、生活上の困りごとも複雑化している。また、生活を保障することに加え、充実感や生きがいを実感できるよう、一人ひとりの希望に合わせたきめ細やかな支援が求められている。

解決策

相談支援機能の強化や生きづらさを抱える人の居場所づくりなどの取組により、複雑化・複合化した困りごとを抱える人が安心して生活できる支援体制を整えます。

老人福祉センターの在り方を見直し、多世代利用を促進するなど、各種施設の運営やサービス提供をより効果的に行っていきます。また、一人ひとりのニーズに寄り添った終活支援を行うことにより、高齢者の暮らしの安心につなげます。

暮らし方や働き方の変化に対応した支援体制の整備や、社会参加しやすい環境づくりにより、障がいのある方やその家族が希望どおりの暮らしを送れるようにします。

政策04 (健康増進)いつまでも健康で生きがいを持って暮らすことができるまちを実現します

現状と課題

生活習慣病やがん罹患者数が増加しているため、予防や早期発見につながる取組の強化が必要である。また、健康寿命延伸のため、魅力的・効果的な介護予防プログラムの提供が求められている。

解決策

デジタルデバイスを活用した保健指導や、健診の受診啓発を行うことで、疾病の早期発見、早期介入により、生活習慣病などの発症や重症化を防ぎます。また、高齢者が楽しみながら健康を維持する機会を官民連携で創出することにより、地域全体で市民主体の介護予防に取り組む環境を整えます。

政策05 (地域医療)質の高い医療の確保や災害医療、感染症等への対応を通じて、市民が安心して暮らすことができるまちを実現します

現状と課題

医師等の人材が不足する地域での確保や、85歳以上の高齢者の増加に伴う医療需要への対応が求められている。さらに、休日・夜間対応による負担が大きい救急医療体制の維持、市立病院の経営改善、施設の老朽化への対応も課題となっている。

解決策

静岡市で就業を希望する医師の掘り起こしとマッチングを進め、人材確保を図ります。あわせて、市立病院の経営を見直し、老朽化した施設の更新を行うことで、医療需要に応じた安定的な医療提供体制を構築します。

災害時における医療提供体制の確保や、コロナ禍の教訓を踏まえた新興・再興感染症等の予防と対策が求められている。

災害発生時に、中等症から重症の傷病者の受け入れを担う救護病院への補助を行うとともに、平時から市民への感染症に関する周知などにより、災害や感染症などの生命や健康の安全を脅かす事態に備えます。

資料３

○静岡市健康福祉基本条例

平成19年３月20日

条例第14号

目次

前文

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　基本理念及び基本方針（第３条・第４条）

第３章　市民等の責務（第５条―第７条）

第４章　健康福祉の推進に関する基本的施策（第８条―第15条）

第５章　静岡市健康福祉審議会（第16条）

第６章　雑則（第17条・第18条）

附則

静岡市は、駿河湾から南アルプスの山々まで変化に富んだ自然や温暖な気候、四季折々の豊かな食べ物に恵まれるとともに、市民の温和な人柄、文化、伝統や先人達の英知や努力によって、一人ひとりが地域において健康の増進に努め、子ども、障害のある者及び高齢者をはじめとする市民の福祉の向上を図り、豊かな地域社会を築いてきました。

しかしながら、少子高齢化、都市化及び情報化の進展をはじめとした私たちを取り巻く環境が様々なところで大きく変化してきており、地域社会においても人と人との関わり、家族関係等の希薄化による問題や、生活習慣の偏りによる健康課題も生じてきています。

このような中で、私たちは、子どもをはじめとして、人は家庭や地域の中で育つという基本的な認識の下、生涯を通じて生きがいをもち、安心して健やかに、自分らしい生活を送ることができる健康福祉の向上を強く望んでいます。

こうした望みをかなえるためには、個人はもとより、家庭、地域、事業者及び市が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たし、健康づくりのための活動、地域福祉を充実するための活動及びこれらのための環境づくりなどを通して、市民一人ひとりを身近な地域で支援していくことが必要です。

そこで、私たちは、市民、事業者及び市がともに手を携え、健康福祉のまちを実現することを目指して、ここにこの条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、健康福祉の向上に関する基本理念及び基本方針を定め、市民、健康福祉

サービス提供者及び市の役割と責務を明らかにするとともに、健康福祉の推進に関する基本的な施策を定めることにより、健康福祉のまちを実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）市民　次に掲げるものをいう。

ア市内に居住する個人

イ市内に通学し、又は通勤する個人

ウ市内において健康福祉サービスを利用する個人

エ市内において事業又は活動を行う個人、法人その他の団体（健康福祉サービス提供者であるものを除く。）

（２）健康福祉サービス　健康福祉の向上に資する保健、福祉及び医療に関する役務の提供、給付その他のサービスをいう。

（３）健康福祉サービス提供者　次に掲げるものをいう。

ア市内において健康福祉サービスの提供に係る事業を行う個人、法人その他の団体

イ市内において健康福祉サービスの提供に係る主体的な活動を行う個人、法人その他の団体

第２章　基本理念及び基本方針

（基本理念）

第３条　健康福祉の向上は、すべての人が、安心して健やかに、生涯を通じて生きがいをもち、その人らしい自立した生活を営むことを目指すものとする。

２　健康福祉の向上は、すべての人が、人と人とのつながりの大切さを認識し、身近な地域で互いに心を通わせながら、支え合い、ともに生きることを目指すものとする。

（基本方針）

第４条　前条に規定する基本理念に基づく基本方針は、次に定めるとおりとする。

（１）市民、健康福祉サービス提供者及び市（以下「市民等」という。）は、子ども、障害のある者、高齢者をはじめとして、すべての人が個人として尊重され、可能な限り自己決定を行うことのできる環境づくりを行うものとする。

（２）市民等は、すべての人が生涯を通じて健康で安心して生活を営むことができるよう、保健、福祉及び医療の連携に努めるものとする。

（３）市民等は、すべての人が自ら健康の保持及び増進に努めるとともに、自らの意思に基

づき社会参加できるよう支援するための環境づくりを行うものとする。

（４）市民等は、互いにそれぞれの役割を認識し、対等な関係の下で連携し、協働して健康福祉の推進を図るものとする。

（５）市民等は、すべての人が地域社会において安心して健やかに暮らすことができるよう、地域の実情に応じた健康福祉の推進を図るものとする。

第３章　市民等の責務

（市民の責務）

第５条　個人である市民は、生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めるとともに、充実した生活を営むことができるよう努めるものとする。

２　市民は、地域社会の一員として、互いに理解し、ともに助け支え合うよう努めるものとする。

３　市民は、地域社会における健康福祉の向上に資する活動及び市が実施する健康福祉に関する施策（以下「健康福祉施策」という。）に主体的に参加するよう努めるものとする。

（健康福祉サービス提供者の責務）

第６条　健康福祉サービス提供者は、健康福祉の担い手としての責任を認識し、より良い健康福祉サービスの提供に努めるものとする。

２　健康福祉サービス提供者は、自らも地域社会の一員であり、その事業又は活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、地域社会における健康福祉の向上に資する活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

３　健康福祉サービス提供者は、互いに連携し、市民及び市とともに地域社会における健康福祉の推進に努めるものとする。

４　健康福祉サービス提供者は、健康福祉施策に積極的に参加し、協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第７条　市は、市が実施するすべての施策において、第３条に規定する基本理念の実現に向けた配慮をしなければならない。

２　市は、第４条に掲げる基本方針に基づき、健康福祉施策を策定し、これを実施しなければならない。

３　市は、健康福祉施策の策定に当たっては、市民及び健康福祉サービス提供者の意見を十分に反映させなければならない。

４　市は、健康福祉施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び関係機関との連携を図るも

のとする。

第４章　健康福祉の推進に関する基本的施策

（基本計画の策定等）

第８条　市は、この条例の目的を実現し、健康福祉施策を総合的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら、健康福祉に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　基本計画は、第３条に規定する基本理念及び第４条に掲げる基本方針にのっとり、健康福祉施策の目標、方向性等について定めるものとする。

３　基本計画は、健康福祉に関する社会状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えられなければならない。

４　市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第16条に規定する静岡市健康福祉審議会の意見を聴かなければならない。

５　市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び健康福祉サービス提供者の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

６　市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（権利の擁護）

第９条　市は、子ども、障害のある者、高齢者等の権利を擁護するため、健康福祉サービス提供者、関係機関等と連携し、適切な支援を行うものとする。

（保健、福祉及び医療の連携）

第10条　市は、健康福祉施策を効率的かつ効果的に推進するため、保健、福祉及び医療を有機的に連携させるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第11条　市は、市民及び健康福祉サービス提供者の自発的な活動の促進に資するため、健康福祉に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供するよう努めるものとする。

２　市は、個人である市民が必要とする健康福祉サービスの利用に関する情報の提供に当たっては、当該情報の提供を受ける者の身体、生活その他の状況に応じて適切な措置を講じるよう努めるものとする。

（健康福祉に関する教育の推進）

第12条　市は、個人である市民が健康福祉に対する正しい知識を得るとともに、すべての市民が思いやりの心をもって、互いに理解し、協力することができるよう健康福祉に関する教育の推進に努めるものとする。

（生涯を通じた健康福祉施策の推進）

第13条　市は、個人である市民が生活の質を高めるとともに、自立した生活を送ることができるよう生涯を通じた健康福祉施策を推進するものとする。

（地域の実情に応じた健康福祉施策の推進）

第14条　市は、個人である市民が身近な地域において安心して健やかに暮らすことができるよう市民及び健康福祉サービス提供者と協働し、それぞれの地域の実情に応じた健康福祉施策を推進するものとする。

（人材の養成等）

第15条　市は、健康福祉サービス提供者とともに、健康福祉サービスに従事する者を養成し、その資質の向上に努めるものとする。

２　市は、市民及び健康福祉サービス提供者とともに、地域において健康福祉サービスに関する活動に携わる者の育成に努めるものとする。

第５章　静岡市健康福祉審議会

（静岡市健康福祉審議会の設置）

第16条　市長の諮問に応じ、健康福祉の推進に関する重要な事項その他健康福祉の推進に関し必要な事項について調査審議するため、静岡市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会の組織、運営その他の必要な事項は、別に条例で定める。

第６章　雑則

（この条例の見直し）

第17条　この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

○静岡市健康福祉審議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、静岡市健康福祉審議会条例施行規則（平成19年静岡市規則第41号。以下「規則」という。）第５条の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会の会議）

第２条　静岡市健康福祉審議会条例（平成 19 年静岡市条例第 19 号。以下「条例」という。）第７条第１項に規定する各専門分科会におかれた規則第２条第１項に規定する専門分科会長は、専門的事項について調査審議を終了したときは、その結果について、審議会に報告するものとする。

２　条例第７条第２項に規定する身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

３　専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、専門分科会長が当該専門分科会に諮って定める。

（審査部会の会議）

第３条　審議会は、次に掲げる事項について諮問を受け、又は意見を求められたときは、条例第８条第１項に規定する障害程度審査部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

（１）身体障害者の障害程度に関すること。

（２）身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関すること。

（３）自立支援医療（精神通院医療を除く。）を担当する医療機関の指定に関すること。

２　審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第６項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する里親の認定に係る市長の諮問に関して意見を求められたときは、条例第８条第２項に規定する児童処遇審査部会の意見をもって審議会の意見とする。

３　審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、審査部会長が当該審査部会に諮って定める。

（雑則）

第４条　この要領に定めるもののほか、健康福祉審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。